

第65回（京都大会）大会取り決め事項

日本実業団バドミントン連盟

1. 競技ウェアについて

- ・ 背面のチーム名（高さ6cm～10cm、横30cm以内）は事前申告の登録とする。但し、チーム名が1行に入らない場合、合計高さ10cm内で複数行にわたることを認める。文字は容易に判読できるものとしデザイン文字は用いないこと。
- ・ 前面のチーム名（広告も可）など（高さ6cm～10cm、横30cm以内）は事前申告の登録とする。
- ・ 企業スローガン等の表示は事前申告の登録とする。
- ・ チーム名が選手所属企業（法人）名と異なるものも認めることがある。
- ・ チーム名行に、「株式会社」、「(株)」、「Co.Ltd」などが入っていたり、WEB アドレスを入れた場合は広告行とみなします。
- ・ チーム名に「企業スローガン」「企業ロゴマーク」などは入れてはいけません。
例 チーム名として「企業ロゴマーク」＋「企業名」は「広告」とみなします。
- ・ 「広告」行は「チーム名」行より下の行へ表示すること。
- ・ チーム名以外の表示は（公財）日本バドミントン協会大会運営規程第24条による。ウェア（上衣）背面に背番号を表示する場合はウェア前面胸下にも背番号と同じ番号を表示することが望ましい。
- ・ 大会運営規程 第24条（3）の改訂（平成26年1月18日）
（3）ウェア（上衣）には、右襟、左襟、右袖、左袖、ウェア前面の5か所に3つまで、スポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名を表示することができる。ただし、1か所に表示できるものは1つまでとする。
 - ① 1つのロゴの大きさは20cm²とする。
 - ② 上記3つのうち1つは50cm²でも可とする。（メーカーロゴは除く）
 - ③ メーカーのロゴはその数に入れられない。

2. 外国籍選手について

- ・ 大会要項 12（6）② ア、イ 以外の外国籍選手は、出入国管理及び難民認定法による在留資格を有し、所属（チームの）企業と雇用契約を結んでいる者とする。

3. 登録制審判について

- ・ 審判担当者は有資格者とし、4名以上登録すること。（審判手帳を持参する）
- ・ 有資格者による審判が不可能なチームは出場を認めないことがある。

4. チーム編成基準について

- ・ 同一都道府県内のグループ企業内の編成を可能とする。
- ・ 同一企業で都道府県を超えた合同チームを編成する場合は個別にチーム登録を完了していなければならない。
- ・ 同一企業（事業所）で都道府県をまたがる場合、実業団登録をした一都道府県のみでの編成を認める。
- ・ 選手のチーム間の移籍（下記5の場合を除く）については、その相互チームの代表者の承認を要し、もしいずれかの代表者の承認が得られない場合は、その選手は本大会への出場を2年間認めない。
- ・ 競技者（プレーヤーを除く）は、別法人（企業）の2チーム以上に登録することを認めない。

5. 転勤によるチームの変更について

- ・ 同一企業やグループ企業内の転勤による出場チームの変更についてはメンバー変更届により変更を認める（大会申し込み締め切り日以降、転勤などによる異動があった場合は転勤先のチームで出場できる）。

6. プログラム、組み合わせ表へのチーム名表示について

- ・ プログラムへのチーム名表示では「株式会社」「(株)」「バドミントン部」などは削除します。

7. 組み合わせ抽選会について

- ・ チーム代表者による公開抽選とする。
但し、チーム代表者が欠席の場合は当該都道府県の代表者が行う。
当該都道府県の代表者が欠席の場合はブロック理事が行う。
ブロック理事が欠席の場合は日本実連の理事が行う。
- ・ 抽選会
日時 平成27年5月10日（日） 13時～
場所 味の素ナショナルトレーニングセンター大研修室で行う。

8. 1次リーグ戦での棄権について

- ・ 3チームのリーグ戦で6月15日までに棄権の届けがあった場合には、4チームブロックの「D」チームを3チームブロックへ移動する。

9. 体育館での応援について

- ・ 電子機器や楽器などを用いた応援は認めない。
- ・ ビデオ撮影に体育館の電源を使用することができません。

10. 自チームの写真撮影について

- ・ 大会レフェリーへ申請し、撮影許可を得て行う。撮影場所は主審（サービスジャッジ）の横（あるいはサービスジャッジが居ない場合、得点表示の横）でラリー中は移動をしないこと。

11. 選手名の間違いについて

- ・ 大会が始まったのちに、大会申込書の選手名の間違や姓の変更が分かった場合はレフェリーに正しい名前を届け、名前の訂正を行うこと。

12. ラケット面へのステンシルマークについて

- ・ ナショナルチーム選手はラケット面のステンシルマークの使用を認める。

13. オーダー用紙記入の注意

- ・ 画数の多い文字は簡略文字の使用を認める。